

諮問日：令和3年8月26日（令和3年度（最情）諮問第28号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（最情）答申第45号）

件名：CE試験及びCA試験のアルファベット表記による正式名称を記載した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「CE試験及びCA試験について、CE及びCAのアルファベット表記による正式名称」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年7月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 「裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱」には「裁判所職員総合研修所入所試験（以下「CE試験」という。）」という表記が、また「裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱」には「裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）」という表記が認められる。
- 2 日本語は漢字又は平仮名及び片仮名であり、CEやCAは日本語とは認められないのは明白である。
- 3 「裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱」は「第6 CE試験の略称」で「年度ごとのCE試験の略称は別途定める。」と規定する。また「裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱」は「第4 CA試験の略

称」で「1 この試験の略称を「C A」とする。」「2 1に定める略称のほか、年度ごとの試験の略称は人事局長が定める。」と規定する。

- 4 そうすると「C E」「C A」は略称であるからこれら外国語表記に対応した正式名称があると推認するのは社会通念上相当である。
- 5 仮に裁判所内部においてこれら「C E」及び「C A」の正式名称がいわば暗号として共通理解されているのであるとしても、これら試験がもとより国民の税金によって運営され、かつ司法行政文書が国民の財産であることに鑑みれば、英和辞典に記載があるなど既に人口に膾炙している等の特別の事情がない限り、国民が当該司法行政文書を判読できるよう作成しなければならないのは当然である。
- 6 さらに少なからぬ簡易裁判所判事が裁判所書記官出身である現状からすると、これら試験は単に書記官養成のための試験であるだけでなく、簡易裁判所判事選抜のための一過程とも位置付けられるのであり、簡易裁判所判事が国民の人身の自由に関する拘禁に関する審査に関して、法曹資格を有する判事や判事補と同等の権限を持つという重大性に照らすと、全国民に関係しているといえる。
- 7 よって、苦情申出人は主権者として、国民の財産である司法行政文書に書かれた外国文字による表記「C E」及び「C A」の正式名称について、外国語表記による正式名称を正しく知る権利があるから、当該文書の不開示について不服申立てをする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 「C E」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称であり、「C A」とは、裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称である。最高裁判所内において、当該各略称に対応するアルファベット表記の正式名称が記載された文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。

2 苦情申出人は、「CE」「CA」は略称であることから、これら外国語表記に対応した正式名称があると推認するのは社会通念上相当であり、国民が判読できるように司法行政文書を作成しなければならない旨主張する。この点、裁判所職員総合研修所入所試験及び裁判所書記官任用試験のいずれの略称についても、各試験の開始に先立って、当該各略称を定めるに至った経緯や外国語表記に対応した正式名称が記載された文書が作成された可能性はあるが、いずれの試験もその開始から十数年以上が経過していることから、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年8月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「CE」とは、裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所職員総合研修所入所試験の略称で、「CA」とは、裁判所書記官任用試験に関する事務の取扱要綱において定める裁判所書記官任用試験の略称であること、いずれの試験も、その開始から十数年以上が経過していることが認められる。

上記確認結果を踏まえれば、上記各試験の略称について、各試験の開始に先立って、当該各略称を定めるに至った経緯やアルファベット表記に対応した名称が記載された文書が作成された可能性はあるが、これらの表記がいずれも略称にすぎないこと、いずれの試験もその開始から十数年以上が経過していることから、CE及びCAのアルファベット表記に対応する名称に係る文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとす

る最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子